

発達段階に応じた「県産ブランド農林水産物食育教材動画」 制作業務委託に係る企画提案公募要領

本企画提案公募実施要領（以下「公募要領」という。）は、発達段階に応じた「県産ブランド農林水産物食育教材動画」制作業務委託に係る企画提案公募に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項を定めたものであり、提案者は、以下の事項を熟知し、提案書を提出するものとする。

1 業務内容

(1) 業務名

発達段階に応じた「県産ブランド農林水産物食育教材動画」制作業務

(2) 業務内容

別紙『発達段階に応じた「県産ブランド農林水産物食育教材動画」制作業務委託仕様書』のとおり

2 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和8年8月25日まで

3 予算上限

3,641千円（消費税及び地方消費税含む）

4 提案参加資格

社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人や株式会社等、法人格を有する団体であって、以下の要件をすべて満たす団体であること。

- ①福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- ②本事業を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- ③次のアからキのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、契約までの間にアからキのいずれかに該当する事実が判明したときは、契約できない場合がある。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者。
- ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者。
- オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの。

5 スケジュール（予定）

- (1) 企画提案公募開始.....5月13日(水)
- (2) 「質問書」提出×切.....5月20日(水)
- (3) 「企画提案参加申請書」提出×切5月22日(金)
- (4) 「企画提案書」提出×切5月29日(金)
- (5) 選定結果の通知6月5日(金)
- (6) 契約締結の協議等.....6月5日(金)
- (7) 契約締結6月8日(月)

6 質問について

本公募要領や仕様書に関する質問がある場合は、「質問書」（様式1号）に必要事項を記入のうえ、下記により提出すること。

(1) 提出期限

5月20日(水)

(2) 提出方法

- ・メール khokyu@pref.fukuoka.lg.jp
- ・件名「<質問書>県産ブランド農林水産物食育教材動画」
- ・様式1号「質問書」添付

(3) 回答方法

- 質問者を匿名化し、県ホームページで公開する。
- ただし、質問又は回答内容が質問者の提案内容に密接にかかわるものは、質問者に対してのみ回答する。また公平性の確保、公正な選考を妨げる恐れがある質問には回答しない。

(4) 回答予定日

5月21日(木)

7 「企画提案公募参加申請書」の提出について

企画提案公募に参加する場合は、「企画提案公募参加申請書」(様式2号)に必要事項を記入の上、下記により提出すること。

(1) 提出期限

5月22日(金)

(2) 提出方法

- ・メール khokyu@pref.fukuoka.lg.jp
- ・件名「<参加申込>県産ブランド農林水産物食育教材動画」
- ・様式2号「企画提案公募参加申請書」添付

8 企画提案書類の提出について

(1) 提出物

提出物	備考
①提出書	様式3号
②企画提案者概要	様式4号
③企画提案書	様式任意 ※20ページ以内 ※以下、必須項目 ・業務実施体制 ・スケジュール ・企画構成案 ・取材先案 ・類似の過去の実績 ・経費見積書

(2) 提出期限

5月29日(金)

(3) 提出方法

- ・メール khokyu@pref.fukuoka.lg.jp
- ・件名「<企画書>県産ブランド農林水産物食育教材動画」
- ・「提出物」を添付

(4) 留意事項

- 提出された企画提案書類は当該業務の委託先の選定のみ使用する。
- 企画提案書類の作成に要した費用等は提案者の負担とする。
- 提出された企画提案書類は返却しない。
- 本提案の評価は、提案者の技術力等を評価するために行うものである。
提案書に基づき、そのまま業務を了承するものではない。

9 企画提案書の作成要領

企画提案者は、事業の実施体制、計画的な運営等に関する評価を受けるため、次の事項を記載すること。

(1) 事業実施体制等

- 実施体制（総括責任者や担当者等の体制詳細）
- 提案者の強みや特徴等、業務を行ううえで有利と思われる事項があれば記載すること。
- 個人情報の取扱い・管理方法について記載すること。
- 具体的な事業スケジュールを記載すること（企業募集～業務完了）。

(2) 企画構成案

- 動画の具体的な内容や流れがわかるように記載すること。
- 提案内容には独自のアイデアや工夫を記載すること。

(3) 取材先候補

- 取材先の生産者等の候補を列挙すること。

(4) 業務実績

- 過去に本業務と類似した業務を行った実績がある場合には、具体的な内容を記載すること。
- 実績の中で、本事業を的確に遂行するノウハウなどアピールしたい内容があれば追加で記載すること。

(5) 所要経費の見積

- 事業に係る見積の費用を、費目別に記載し、税込（消費税率 10%）で総額を記載すること。

(6) 独自提案

- 業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事項で、必要又は効果的と考える事柄があれば提案すること。独自提案であることが分かるよう、企画提案書にその旨を明記すること。

10 提案の辞退

提案書を提出後、提案参加を辞退する場合は、様式5号「参加辞退書」を提出すること。

1 1 委託候補者の選定

(1) 委託候補者の選定方法（書面審査のみ）

応募のあった企画提案書について、選定委員による書面審査において企画提案書の内容を総合的に審査し、最も高い評価点を得た提案者を委託候補者として選定する。なお、審査結果（具体的な評価及びその理由など）に関する質問は受け付けない。

※審査基準については、最終ページ「別添 審査基準」参照

(2) 提案者が1者又はいない場合の取り扱い

提案者が1者の場合であっても審査を行い、委託候補者として選定するか否かを決定する。また、提案者がいない場合は、公募内容を再検討のうえ、再度公募を行う。

(3) 評価が同点の場合の取扱い

提案者が複数あり、評価が同点の場合は、選定委員会においていずれの者を委託候補者とするかを決定する。

(4) 選定結果の連絡

各提案者に対し選定結果を通知する。

選考結果通知予定日 6月5日(金)

1 2 選定後の手続きについて

委託候補者と県が、契約内容及び業務仕様書の内容について協議し、業務仕様書に基づく見積書の提出を受け、予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。なお、委託候補者との協議が整わず合意に達しない等の理由により契約締結に至らない場合は、審査において次点となった提案者を委託候補者とし協議を行うこととする。

1 3 委託契約について

(1) 契約に係る諸費用（印紙代等）は、受託者の負担とする。

(2) 契約にあたっては、福岡県財務規則第 169 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金として、又はこれに代わる担保を県に納付又は提供すること。また、この契約保証金又はこれに代わる担保は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間終了時に返還する。な

お、県を被保険者とする履行保証保険契約（保証金額は契約金額の 100 分の 10 以上であること）を保険会社と締結した場合や、受託業者が、福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月 16 日福岡県告示第 244 号）を有する場合において、その者が過去 2 年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上（契約金額の 2 割より高い金額かつ 2 回以上）にわたって締結し、これをすべて誠実に履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合などは、契約保証金を減免されることがある。

- (3) 委託料は、事業の実施に必要なすべての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や、備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。
- (4) 契約にあたっては、所定様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。
- (5) 原則、第三者への再委託を禁止する。ただし、事前に文書により県と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託することができる。

1 4 問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課

保健給食係 吉田

電 話 092-643-3922

メール khokyu@pref.fukuoka.lg.jp

別添「審査基準」

1 審査項目及び各項目の配点は下表のとおりとする。

審査項目	主な審査内容	配点
①事業趣旨の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨を理解しているか。 ・仕様書に沿った提案内容となっているか。 	20
②企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書を踏まえた提案内容となっているか。 ・提案内容に独自のアイデアや工夫がみられ、他者との差別化が図られているか。 ・取材先は趣旨に沿っているか。 	40
③体制スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行可能な組織体制であるか。 ・企画提案者の強みや特徴等、業務を行う上で有利と思われる事項があるか。 ・個人情報の安全管理・取扱いに対する十分な措置を行っているか。 ・業務遂行可能なスケジュールが具体的に示されているか。 	20
④業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に本業務に類似した業務を実施するなど、本業務の実施にあたって十分な実績を有しているか。 ・統括責任者及び担当者は十分な経験、ノウハウ等を有するか。 ・発注者からの依頼に臨機応変に対応できるか。 	16
⑤見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経費が合理的に積算され、適切な内容となっているか。 	4
合計		100

2 各審査項目における評点基準

上記各審査項目における評点の基準は、下表のとおり

配点	A	B	C 標準	D	E
40点満点	40	30	20	10	0
20点満点	20	15	10	5	0
16点満点	16	12	8	4	0
4点満点	4	3	2	1	0